

令和3年10月1日

保護者 様

埼玉県立鳩山高等学校長 中村 司

緊急事態宣言の解除に伴う対応について（お知らせ）

秋冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、本校の教育活動、さらに新型コロナウイルス感染症拡大防止について、御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、埼玉県に発令されていた緊急事態宣言が9月30日に解除されました。本校では、埼玉県教育委員会の方針に基づき、下記のとおり対応します。

保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 通常授業の再開について

10月4日（月）からつぎのとおりです。

- (1) 始業時間は午前8時40分です。
- (2) 50分6時間授業を行います。

※昼食販売は10月20日（水）までありません。各自用意してください。

2 部活動について

	活動日数	活動時間	校外活動等 <small>(合同練習・練習試合等)</small>	泊を伴う活動
10月15日（金）まで	週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止

※詳細及び10月16日以降については各部活動顧問から連絡があります。

3 感染防止対策の徹底について

引き続き、感染予防及び感染拡大防止を徹底します。詳細は、令和3年8月30日の通知を御確認ください。

4 その他

生徒が新型コロナウイルスワクチン接種やワクチン接種による副反応で登校できない場合、出席停止扱いとします。保護者の方から学校まで御連絡ください。

担当 教頭

電話 049-296-5395